

## 戦後政治裁判のなかの白鳥事件 ——個人的体験を中心として——

大石 進

昨(2011)年11月、三鷹事件竹内景助氏のご長男が、東京高裁に再審請求書を提出した。私はこの再審請求に、代表世話人としてかかわっている。三鷹事件は党员被告全員が無罪とされたことによって忘れられた存在となり、この事件について言挙げすることを異端視する向きすらあった。しかし現在、国民救援会が三鷹再審の支援を決定し、今月20日から3回にわたって『赤旗』紙上に再審の動きが報じられ、また、松本善明氏や北大御出身の梁田政方氏の書籍が出版されるなど、ようやく広範な支持を戴いて、裁判の戦いが進んでいる。

このような時期に、私が白鳥事件について語ることで、三鷹事件再審運動に負の影響を与えることになるのではないかと、支援者の一部の足を遠ざけることになりはしないかと、悩みは深いものがあった。しかし、私が自己規制してどうするのだ、ともに戦う仲間を信じて思うことをちゃんと話すことこそ、永年言論を生業としてきた私のとるべき道だ、と思い定めて、ここに立っている。

私の話の至らぬ点は、ご海容の上お聞きいただきたい。

### 一 四つの経験

白鳥警部の殺害に、日本共産党中核自衛隊がかかわっていた、というのが確定判決の立場である。それに対して、日本共産党とは無関係な事件を、権力が日本共産党を貶めるために利用した謀略だとする見方が、長らく存在した。私は、現実には事件の近くにいたわけではないが、それにもかかわらず近くから事件を見聞していると感じている。私自身の経験を述べ、その過程でこの事件をどう見るに至っているかを、率直に報告する。

#### i 中核自衛隊員としての経験

私が中核自衛隊に入隊したのは、1954年春である。最も遅い時期にこの組織にかかわった一人である。すでに火炎瓶闘争は収束し、上のほうではおそらくいかにして武力闘争路線を終息させるかということが、分裂状態の修復とともに論じられていたであろう。

A 合法から非合法へ そのころ私は居住において、一シンパとして、日刊の機関誌を配達していた。W大学の中核自衛隊に所属するにあたって、そのような「表」の活動の停止を命ぜられ、どのようなルートかを経て、居住の組織にその要請が伝達された。居住の組織

は、私の労をねぎらって、歓送の宴を開いてくれた。組織的には別のところに所属する林百郎弁護士が送別会の主催者だった。林弁護士のご家族が居住の組織に属していたからである。この宴には、川口孝雄氏『流されて蜀の国へ』に登場する梶田茂穂氏(党命によるチェコ駐在中航空機事故で死亡)の奥方も出席されていた。梶田氏の奥方は、時折お宅を留守にされていて、周囲から「地下にもぐっているお父ちゃんに会いに行くのだ」と言われていたが、寛容にも私たち青年が留守宅を利用することを許容されていた。

**B 殺害命令** 私は、中核自衛隊に所属した早々、上級の指導者から「おれが誰々を殺せと命じたら、おまえは実行できるか」と確認されて、「はい」と答えた記憶がある。軍隊における服従について、私はこう語られていた。「スペイン市民戦争において、アナキストの部隊は攻撃の前に全員で討議して、全員合意の上で突撃した。機を逸することしばしばであったし、日和見することもあった。ポリシェビキの部隊は上命下達、機を逸することなく突撃した。我々はポリシェビキの部隊である」と。

軍隊とは殺人を目的とする組織であるから、私自身が白鳥警部殺害の実行犯であってもおかしくはなかった。これは個人に対するテロルではなく、戦場における狙撃兵の役割のようなものだと思ってきた。仮に鉄道の爆破を命じられればその命令に従ったであろう。軍隊とは自己判断の停止を要求する組織であった。

**C 中国要人の警護** 1955年3月末から4月にかけて、私は当時丸の内の三菱煉瓦街の中二号館に事務所を置く日中貿易促進協会に身を置いて、中国要人(雷任民を団長とする貿易使節団)一行を警護して大阪・名古屋など各地を回った。実は前年、1954年10月に人民中国からの最初の要人の来日があった。李徳全・廖承志ら中国紅十字会の一行である。私は「教育未済」ということで彼らの警護から外され、留守居を命じられて、悔しい思いをしたものである。要人の警護に当たっては、寸鉄を帯びることなく、万一の時には盾となって死ぬ、というのが上部からの命令だった。命を賭ける気概が私たちにはあった。とはいえそれは革命的使命感といった立派な事柄だったのか、と問われれば、一種のはしゃぎにすぎなかったと答えるべきなのかもしれない。

**D 保管武器の廃棄** 1955年、六全協後の晩夏、武器の廃棄を命じられた。私はサングラスをかけ、学内の劇団「J」から口紅を借りて蓮葉らしく装った女性の同志とともに、湘南のK海岸の貸しボートで沖に出た。海に入った私とボートの隙間から、女性の同志が当時流行のフレアスカートの中に隠し持った武器を海中に沈めた。武器とは銃身を詰めた火縄銃。江戸時代の骨董で、われわれは「馬の脚」と呼んでいた。形状からの命名だと私は思っていたが、あるいは上級者は、こんなものからこの非合法組織が馬脚を表すことになりかねない、と思っていた故の命名だったかもしれない。武器として使えるとは誰一人思っていなかった代物であった。

**E 組織原則** 私の所属した大学では、中核自衛隊員は基本的には大学の学生細胞に所属していた。基本的には、というのは、中核自衛隊への入隊が党員資格取得に先行することがあったからだ。そして中核自衛隊のキャップは細胞指導部の一員であり、細胞のキャップは中核自衛隊のナンバーツーかスリーだった。今にして思えば、隊の指導部を構成する3人ほど以外は、意識的に非党員をオルグして、入隊後に入党の手続がとられたのだった。入党手続の厳格さに比して、入隊の手続には上部の批准のようなものはなく、簡便であった。

1954年12月、東京の軍事組織の忘年会が行われた。そこには学生の組織は二つだけ顔を

出していた。私はわが隊のキャップからT大学の隊のキャップを紹介され、T大学では、わが隊とは異なった原則で組織されていることを知った。T大学の軍事組織は、学生細胞とは別個の「軍の細胞」をもっていた。わが隊のキャップは、そうあるべきだが、力が足りない、といていた。非党員を組織して隊を造るということは、「軍の細胞」を持つという将来の組織原則を見据えてのことだったのだろう。

## ii 北大新聞編集長布施鉄治との会話

私の従兄布施鉄治は、北大で中核自衛隊にかかわった何人かとほぼ同期である。北大新聞の編集長などを務め、のち北大教授・教育学部長。1955年頃、布施鉄治は、私の書架を眺めて何かを感じ取って、「白鳥にかかわったとされる多くの党員学友が行方不明になっている。某は自分の親友だった。おそらくは中国へ脱出したのだ。この事件を冤罪と思っている人は北大にはいない。白鳥事件を三鷹事件や松川事件と同列に論ずるわけにいかない。これが現地北海道の常識だ」と強く語った。信用しようとしぬ私に対して、彼は繰り返し「深入り」しないように警告していった。

この時私は、彼に党籍の有無を確かめている。当時の私にとって彼の党籍の有無は情報の信頼性を担保する基礎だった。彼は党籍を持っていなかったが、党の近くに身を置いていることを確約した。のち彼が入党して、長く党籍を保持していたことを、彼の長男布施鋼治に確認したのは、本(2012)年3月、布施鉄治の妻布施晶子の一周忌の折のことである。

## iii 白鳥事件と廣津和郎

松川事件全員無罪判決確定後の1963年秋、私は法律編集者になって3年半の若輩だったが、それまで廣津和郎をあがめ奉っていた人々から、しばしば「プチブル的ヒューマニストにすぎない」といった廣津批判、廣津限界説を聞かされた。その裏にあったのは、実は白鳥事件だった。以下、その事情を述べる。

松川無罪判決確定後の最高裁協での合同記者会見で、廣津は、全員無罪確定の喜びを述べるとともに、「裁判所の公正が究極的に国民の前に示されたことは、国民として二重の喜び」と語っているが、この発言は厳しい批判にさらされる。批判の大意は、「廣津発言は間違っている。その後も裁判所は不当な判決を次々に出している。公正ではない」（廣津全集11巻496-7頁）というものだった。

松対協の機関紙『松川通信』等が、衆議院議員選挙に伴って実施される最高裁裁判官信任投票において、松川被告の無罪に与した入江・齋藤両判事をも含めた裁判官全員に×を記すよう指示していることは、廣津を激怒させた。

岡林辰雄弁護士が廣津和郎に向かって、松川終了後は白鳥事件に取り組むよう要請し、廣津がそれを峻拒するという一幕があった。

これらの事情が、廣津和郎を、松対協会長の辞任、広津の言葉をそのまま述べれば「しばらく穴にこもる」に追い込む。「穴ごもり」は、引退ではない。白鳥だけにはかかわらないという意味表示だった。のちに廣津は青梅事件の救援に立ち、八海事件を支援する。

白鳥事件の最高裁判決が出されたのはこの年の10月17日であり、第三小法廷（入江俊郎・下飯坂潤夫・齋藤朔郎）全員一致の棄却だった。入江・齋藤両裁判官に×をつけよとの指令は、このことに対する意趣返しだったのである。松川事件のキャンペーンの中では

かかわった裁判官を善玉と悪玉に峻別して対比するという図式がとられたが、善玉であるはずの入江・齋藤両裁判官から村上の上告をにべもなく棄却されたということは、いささかばつの悪い事態だったことは間違いない。

政党と大衆運動との関係の微妙さを示すこのあたりの事情は、政党内部での反省の動きをも含めて、いくつかの書籍が語っている（永山正昭『という人びと』（1987）、大塚一男『私記松川事件弁護団史』（1989）、同『回想の松川弁護』（2009））。

#### iv 岡林辰雄弁護士との対話

1960年代末（と記憶する）、私は『法律時報』誌の編集長をしていた。私の家で最晩年を過ごしていた祖母布施光子（弁護士布施辰治の妻）の見舞いに拙宅を訪れた岡林弁護士に、白鳥事件再審請求について問うたことがある。発見された弾丸の虚偽性についてマスコミで散々論じられていた時期であった。岡林弁護士から意外な回答が返ってきた。

「村上の無罪は主張できるかもしれないが、彼の部下の誰かが白鳥を射殺したという事実は消えない。村上には組織の責任者として重い政治的責任がある。もし実行犯が逮捕されて重刑を科され、村上が無罪とされたら、村上は生きていない。」

私の重ねての確認に対して、岡林は、「幌見で発見されたという弾丸は偽物だが、党员による射撃演習の実在は疑いのない事実だ」と語ったものだ。

1963年の廣津和郎との対立の時点からの、岡林の白鳥事件に対する姿勢の変化をどう考えるべきか。推測を述べることは控えたい。

ちなみに、岡林は、私にとって親類同然の感情を抱き続け、いまなお懐かしく回想する大切な存在である。私たちの一族は、戦争中の困難な時期に音信をたやさなかつた知人をひときわ信頼していたが、岡林は、そのような数少ない布施門下だった。

## 二 刑事訴訟の原則と控訴審判決

以上はすべて、白鳥事件ないし現地北海道とは遠く離れた地での私の経験である。しかしそれにもかかわらず、村上国治氏の事件へのかかわりについて、私に「黒」の心証を導いている。そしてその心証は、後に中国からの帰国者の言葉など、多くの事実によって補強されている。中国で死亡した佐藤・宍戸の二人の中核自衛隊員が革命公墓に葬られていることは（北海道新聞 2002年1月21日号）、彼らが実行犯であることの何よりの証である。単なる逃亡者は革命公墓には埋葬しまい。

元より私の経験した事柄が、裁判で村上国治氏を有罪に導く力を持っているわけではない。また、1963年10月17日の最高裁判決において一応終結する、村上国治氏を有罪とする判決が、刑事訴訟法の原則から言って正しいものだったかについては、別の問題である。このことは、北大の白取祐司先生にお話しいただければ一番良いのだが、と思いつつ少し語ることにする。とはいえ私は刑事訴訟法については素人である。思い違いがあったらご容赦いただきたい。

#### i 対審主義と弁護側の責任

現行刑訴法は当事者主義をとっている。対審における検察側被告側双方の争論の中から

裁判官は真実を発見するのである。弁護側にも真実発見のために相応の努力・義務・責任が求められる。

ところが一審の判決録には、弁護士の固有名詞は一度も出てこない。名を挙げるに足る有効な弁論ができていないからである。したがって第一審の有罪判決は必然だった。必然だった、ということは、もちろんその正当性を意味するものではない。

とはいえ、広大な北海道で、治安事件の弁護を担うのはS弁護士一人だけだったという事情、検察は被告たちを辺境の獄舎に分散配置して弁護権の行使を極めて困難なものにしたという事情、しかもS弁護士は登記制度の専門家であり、にわか弁護士であったという事情を思えば、だれもS弁護士を批判することはできない。

ちなみに私は、上司から命ぜられて借地法か何かの原稿をS弁護士に依頼したことがある。その時上司が漏らしていた言葉は、「S弁護士は収入皆無だから、多めの原稿料を届けたい」ということであった。後、私はS弁護士の自伝『波瀾万丈』の出版を手掛けることになるが、その組版を担当したのは、北海道機関紙共同印刷という北大協の会社であった。

第一審とは異なって、控訴審では、多くの弁護人の応援があった。弁護側は唯一の物証と目される幌見峠で発見された弾丸の真贋をめぐって検察を追い詰めている。弁護側は刑事訴訟法の期待に応える弁論をなし、検察と五分以上に渡り合っており、判決録には多くの弁護人の名前を見ることができる。控訴審の過程は、有罪無罪を、判決の正否を論ずるに足りるものだった。以下の論述は控訴審判決を意識している。

## ii 「疑わしきは被告人の利益に」

ここで、刑事裁判の大原則を確認しておく。松川事件控訴審鈴木裁判長は「真実は神のみぞ知る」という迷言を残したが、法廷において争われるのは、「検察の提示する証拠が合理的疑いを容れない程度に被告の犯行を証明しているか」の一点に尽きるのであり、神のみぞ知る真実ではない。稚拙な比喻を述べさせていただければ、「直角三角形の斜辺の二乗は他の二辺それぞれの二乗の和に等しい」という命題は真実だが、検察がそれを証明できない限り被告人は無罪になるのである。この見地から検察側の証拠を見ると、以下の諸点が指摘できる。

- ◎唯一の物証である幌見峠で発見された弾丸が極めて疑わしいものであること、
  - ◎実行犯の身柄が確保されていないこと、
  - ◎別件逮捕・見込逮捕のオンパレードの上に事件が成り立っていること、
  - ◎軍事組織における「共謀」とは何か、「共謀」と実行行為とは直接結びつくのか、細胞を動かすには合議が必要だが、軍事組織では命令で足りるのである。
  - ◎検察側証言には、長期の勾留ののちになされたものがあること、
  - ◎伝聞証拠といいうるものが混入しているように思われること、
  - ◎自白した共犯者には起訴に当たって配慮が加えられていること、つまり彼らの証言には利益誘導の影が付きまどっていること、
- 等々。

現時点で知り得る後追的な知識を排除して、法廷で提示された証拠のみから推論すれば、「合理的疑いなきほどに被告人の有罪を証明している」とは言えない。先に述べた、岡林弁護士の、「刑事訴訟法的には無罪、政治責任的には有罪」という認識を頭において語れ

ば、「限りなく黒に近いかもしれないが灰色無罪」、との結論こそ正しいものだったのではないか。

### iii 幻の無罪意見

実は、控訴審では、木谷明が、判決書には名を連ねていないものの、ある時期左陪席として審理に参加していて、無罪意見を出していたことが知られている。彼は札幌地裁の判事補で、高裁判事代行を命じられていた。

木谷明はすでにして伝説上の刑事裁判官である。かかわった無罪判決 30 余件のうち、1 件を除いては検察官の上訴を封じている。検察が上訴した 1 件も控訴棄却になっている。この木谷が無罪を主張していたということは、村上無罪の見立てに説得力を与える。

木谷は後に、若い裁判官からの「無罪を言渡した事件で、本当は被告人がやっているかもしれないと考えた事件はどれくらいあるか。やっているかもしれないと考えた場合に、どのように気持ちの整理をつけたのか」との質問に対して、「本当に犯人であったかどうかということについては全く悩まない」と答えている。木谷にとって、「検察が有罪を証明し尽くしているか」のみが問題であり、「神のみぞ知る」真相は、問題外だったのである。

### iv 「実体的真実」と「適正手続」のはざままで

私は、この事件にかかわった多くの裁判官の中で、木谷以外に無罪の立場に立った裁判官を知らない。木谷以外の裁判官は、不誠実な人間だったのだろうか。私はそうは考えない。

実体的真実に迫ろうとする思いが、「秘密結社」側の証拠隠滅によって阻害し尽くされ、なお適正手続きの原則にとどまれるか否かは、人間性の問題でもあろう。関係者の海外逃亡を要請する村上氏のメモ(それは筆跡鑑定により村上の真筆とされている)が存在する。物的証拠の乏しい中で、被告側が有効な人的証拠をすべて違法な行動によって組織的に隠滅し尽くしているという事態の中で、検察側のみに適正手続を要求することが妥当かどうか、裁判官が悩むのは当然と思う。裁判の女神クリオが手にしているのは天秤である。片方だけに重石を載せることはできない。木谷のように割り切れる人間は多くないであろう。

## 三 裁判官点描——三鷹から白鳥へ

### i 最高裁事務総局について

三鷹事件と白鳥事件、2 年半を置いて発生した二つの事件の間には、共通の問題も別個の問題もある。ここでそれらを整理することは、時間的にも能力的にも不可能なので、何人かの裁判官を通して一つの「人事仮説」を導くにとどめたい。

私が何故このようなアプローチをするのか、それは、裁判体としての「最高裁判所」と区別された「事務総局」についての若い研究者の研究を心待ちにしているからである。それは、内藤頼博という人格に接したことに後押しされている。高遠三万石の後裔内藤頼博は最高裁発足時の秘書課長、三淵長官の懐刀であり、自民党右派の圧力により最高裁入りすることなく名古屋高裁長官で公職を去り、後に母校学習院長を務める。

最高裁判所の大審院との最大の違いは、事務総局を持ったことにある。大審院は最高裁

と同じく最終審を担い、最高の裁判所ではあったが、司法省内の一部局であり、人事権も予算編成権も司法省、具体的に言えば検事上りの司法官僚に握られていた。裁判官は終身官ではあるが、出世は望めなかったのに対し、検事は司法大臣にもなり枢密院議長にもなり総理大臣にも出世した。両者の宮中席次には天地の違いがあった。検事の下風に立たされていること、それは刑事裁判官の鬱積の種であった。

この部分の主題である「人事仮説」について述べる前に、「事務総局」の理論面における指導性について一つだけ例を示しておく。

一九七〇年代、10年裁判を予期されていた四大公害訴訟（神通川イタイイタイ病、阿賀野川水銀、四日市大気汚染、水俣水銀）において、きわめてすばやく被害者救済の一審判決が出され、ほとんどにおいて上訴もされずに結審したという事実がある。地裁の裁判官が、ひとりならずすべての判決において相当因果関係論から疫学的証明論へと証明原則を変更し、挙証責任の転換を結論することなど、ありえないことだった。公害関係裁判官会同を通じてこの転換を主導したのは、時の矢口洪一民事局長であった。裏では、保守党内の良識派のだれだれと連絡を取り合っていたであろうが、これは財界と保守政党主流派に対する最高裁民事局の勝利であった。この結論が日本の公害政策を先導し、公害後進国から公害先進国らしきものへの転換を促したのである。

多くは獵官運動の挙句に就任した最高裁裁判官たちと、改革の意志に燃える事務総局の面々とは乖離した存在であった。このことについて詳しく述べる暇はないが、最高裁の発足（1947年8月）が、社会党・片山内閣のときであったこととかかわっている。

## ii 三淵忠彦コートと石田和外最高裁人事局長

最高裁事務総局の創設は、裁判所の司法官僚＝検事支配からの脱却を意味すること、すでに述べた。時を同じくして現れた新しい刑事訴訟法は、限界はあれ、反検察のイデオロギーでもあった。その最高裁で人事を掌握したのは石田和外（人事課長→人事局長）であったが、彼をサポートしたのは、岸盛一（刑事課長→刑事局長）を中心とする「新刑訴派」であった。

石田といえば青法協裁判官の再任拒否などでタカ派と目され、私が何度か話をしたのは晩年の彼であって、武道の達人らしからぬ志の低さに幻滅を感じたものだが、そこから若き日の石田を推察してはいけないと思っている。

彼には戦前最大の疑獄事件、東京地方刑事裁判所における帝人事件第一審で、左陪席ながら主任として検察を厳しく批判する無罪判決を書き上げ、控訴を許さなかったという誇るべき実績がある。石田和外にも、人権派の旗手であった時代があったのである。

ちなみに、岸盛一は、上の帝人事件に補充判事としてかかわっている。岸は単なるスペアタイヤではなく、事件後の記者会見にも列席している。内藤頼博が石田・岸の両名を事務総局メンバーとして三淵長官に推挙したのは、帝人事件の偉業あつてのことであった。後に岸は事務総長として石田長官を支えることになるが、帝人事件以来の信頼関係による。

「新刑訴派」と呼ばれることになる若い裁判官を中心とした新・裁判官僚が、人事にそれなりの影響を与えた、ということは、十分考えられる構図であった。彼らは、検察の言い分を安易に信用する傾きがある刑事裁判官一般の弱みを知るがゆえに、意識的に人権派の裁判官を白鳥事件に配することによって、検察の陰謀に裁判部が巻き込まれないように、

奥深い政治性を示しているのではないかとの仮説を立てる。

### iii 服部一雄

白鳥第一審の右陪席（おそらく主任）服部は、三鷹事件第一審で、左陪席として鈴木忠五・荒川正三郎両先輩判事に、現行刑訴法の下での裁判運営を学んだ。この判決は、三鷹駅構内における列車暴走を日本共産党の犯罪であるとする GHQ、日本政府、そして検察の筋書きを、完膚無きまでに打ち破った。竹内景助に対して有罪＝無期の判決を下したという過誤はあるにせよ、米軍占領下の 1950 年に、いくら評価しても評価しきれない判決だった。3 人の裁判官の間に意見の対立がなかったことは、知られた事実である。

私はたまたま辛昌錫氏（北大OB）の赤ランプ事件に関する服部判事の単独審判決（札幌地裁昭和 32 年 5 月 8 日）を目にしている。無罪判決にきわめて近い（一部無罪懲役 4 月未決拘留参入 60 日執行猶予 2 年）この判決を見る限り、服部判事は刑事訴訟の原則に忠実な、そして被告人に対する思いやりに満ちた裁判官であった。判決には事実認定上の誤りがあるが、誤りの原因は被告人が完全黙秘を貫き、弁護人が真犯人を知りつつ秘匿したという、二点にある。ちなみに完全黙秘は当時の共産党の原則だが、これはもっぱら組織の秘密を秘匿するための戦術であり、必ずしも被告人の権利を擁護するために有効な戦術ではなかった。

### iv 樋口勝と木谷明

木谷についてはすでにふれたが、彼の師表は樋口勝であった（判例タイムズ 1084）。樋口自身、発足時の事務総局の構成メンバーだった。彼は渉外課長として、GHQ との困難な折衝を任されていた。木谷の言によれば、木谷は生涯かけて樋口の境地に達するべく努めてきた。樋口＝木谷とってよいであろう。私は三鷹事件の判決のうち、論ずるに値するのは、東京地裁の第 1 審判決と竹内氏死亡に伴って「再審の終了」を告げ、同時に相続人に新たな再審の訴えを提起することを促した東京高裁の樋口勝「判決」（おそらく法的には判決と言い得ないのであろう）だけだと思っている。樋口「判決」の配慮によって、竹内氏の提起した第一次再審で提出された「新証拠」は、昨年 11 月に提訴された死後再審でも「新証拠」とされ得たのである。

### v 豊川博雅

控訴審において木谷意見が通らなかったのは他の裁判官に人を得なかったからではない。控訴審裁判長豊川博雅は青森地裁弘前支部時代弘前大学教授夫人殺人事件で那須隆に無罪を判決している。那須は仙台高裁で有罪とされ(15年)、最高裁でもそれは維持された。民事刑事双方を担当させられて田舎裁判官と侮蔑されてきた豊川を、高裁の刑事裁判長に抜擢したのは最高裁事務総局である。弘前事件での彼の判決が正しいものであったことが再審によって確認されるのは、はるか後のことである。事務総局は何事かを見ていたのではないか。

白鳥控訴審で彼は、一審の無期を 20 年に減じている。有罪認定の証拠構造の弱さを認識するゆえの減刑（おかしなことだが）であろうが、彼が被告人に思いを寄せる裁判官であることは確かであろう。



弘前事件再審無罪の原動力は、豊川が控訴審でかかわった白鳥事件の、再審におけるいわゆる白鳥決定にあった。彼はそのことに運命を感じたことであろう。

服部・木谷・豊川と、この三人が白鳥事件にかかわることになったのは偶然だろうか。事務総局新刑訴派の配慮がなにがしあったのではないか。

#### 四 「逸脱」の交錯

##### i 警察側の逸脱

当時、GHQの指導によって、日本の警察は国家地方警察（国警）と自治体警察（市警）の二つに分割されていたが、両者は決して仲のよい関係ではなかった。国警は、村上国治氏直属のレポ音川だけでなく、多くの内通者を通じて高度の情報を入手していて、その情報は国警本部にとっても貴重なものであった。それ故、事件後国警北海道方面隊警備部長は国警本部長賞を授与され、国警本部に栄転する。

当時、共産党関係の小さな暴力的行動は日常的だったし、警官が袋叩きに合う事件も起きていた。脅迫ビラ等によって、市警の白鳥警部は名指しで糾弾されていたから、殺害まではともかく、白鳥が標的視されることは理解していただろう。にもかかわらず国警は「待ち」に徹して、それらの情報を市警と共有することはなかったのである。そのような情報を与えられていれば、白鳥警部自身、身辺に注意を払ったであろう。

朝鮮戦争のさなか、治安組織は全情報を集中して、国警市警協力して治安維持にあたるべきであったが、事実とは程遠かった。これは治安政策からの逸脱といわなければならない。警察が本来とるべき行動をとっていれば、白鳥事件は十分防止し得ていた。

##### ii 秘密結社側の逸脱

革新政党の側はいかがだったか、1951年10月に、日本共産党は第五回全国協議会を開き、武装方針をよりはっきり打ち出していた。五全協と重なるようにして、『球根栽培法』2巻22号は、武装の準備と行動を呼びかけていた。コミンテルンなき後も、各国共産党にとって最も大切なことは、世界における社会主義勢力の勝利、国際主義であった。そのことはマーシャル・プラン実施を前にしてのフランス共産党書記長モーリス・トレーズの「もしソ連とフランスが戦うことになれば、私はソ連の側に立って戦う」との発言が示している。日本において最も大切なことは、朝鮮戦争における社会主義陣営の勝利のために日本の組織は何をなすべきか、ということであった。

米軍関係工事への協力を阻止する、北大の『軍事アルバイ闘争』はまさにそのようなものであった。計画倒れに終わったとはいえ韓国へ送還され処刑が待っている高充京氏の奪還も（11月）、米軍への石炭供給阻止を主目的とする『赤ランプ事件』（12月）も、12月中旬までの活動はすべて、朝鮮半島の情勢にかかわった行動であり、戦略目標に沿った行動であった。

ところが12月末から、個人に対する強迫葉書の作成送付などに、中核自衛隊が使われる。そしてその到達点として、白鳥事件が発生する。それらの行動が朝鮮戦争に影響を与えようとは考えられない。これは戦略目標の逸脱にほかならない。この組織の大きな行動に

は、朝鮮人民族組織の助力が常にあったように思う。それが白鳥事件に限っては、朝鮮人組織の協力は皆無なのである。これは戦略目標を逸脱するものであることを村上氏が認識しているゆえの「遠慮」故ではないのか。

岡林辰雄弁護士が村上国治氏の政治責任に言及したことを先ほど述べたが、この「政治責任」は、党の目的に反して軍事組織を運用することによって多大な損害を組織に与えたことをも含意している。

二つの逸脱の交点で、「白鳥事件」は発生したのである。

## 五 結びに代えて——無数の不幸とどう向き合うか

白鳥事件には、裁判の場で黑白を争う本来の事件と区別して、白鳥事件対策協議会（白対協）の運動を中心とする法廷外の運動が存在した。白対協の運動は、言うまでもなく松川事件対策協議会（松対協）のそれに倣ったものだが、松対協の運動が政治性を排することから始まったのに対して、白対協の運動は最初から政治に指導されたものだった。個々の活動家の自発的献身にもかかわらず、白対協の運動は、種々の形での政治的入力——著述家の作品、弁護士の弁論と発言、機関紙によるキャンペーン……——の助けなしには、持続不能だった。

松川の運動の最後の最後に政治を持ち込んだのは、白鳥の運動だった。廣津和郎が白対協にかかわることを峻拒したというエピソードは、そのことの象徴である。

革命若しくは武装闘争の過程において、組織の一部が戦略目標を逸脱したり突出したりすることは、ありがちのことである。そして、戦場において、部隊の一部が突出して敵の集中砲火を浴びた場合に、その突出が統制に反するものであったとしても、それを見殺しにすることなく周辺の部隊が救出に努めることも、当然のことである。私は白対協の運動、弁護団の行動を、そのようなものと理解する。

同時に、組織が武装闘争放棄へと進路を変えるための矛盾・摩擦がこの運動に集中的に表れざるを得なかった事情を理解する。白対協の運動を、そのような周囲の文脈を無視して批判することはできない、とも思う。

この過程は、多くの不幸を関係者に強いた。それらの不幸を確認しておかなければならない。立場は異なっても、不幸の内に世を去った先人たちの鎮魂のためであり、また、遠くない将来この世と別れを告げなければならぬかつての青年たちの冥福のためでもある。私にできることは、それだけだとも思っている。

第 1 に、真実を語ったものに対する非難と社会からの抹殺の対象になったものの不幸。しかもなお、この行為、社会からの抹殺には、一定の「正当性」があったことも事実である。六全協以前、党規約には党籍離脱の規定は、除名以外存在しなかった。党员は、党内の秘密を、死に至るまで守り続けるものとされていた。それは入党にあたっての誓約事項だった。部隊からの脱走は、戦場においては死に値する犯罪であった。党の規定した事実と反する真実を述べるものは、階級の敵、裏切者であった。プロレタリアートの大義に比べれば、事実の附合にすぎないちっぽけな真実など、とるに足りない事柄だった。そういった正当性の上に、人は安んじて真実を語ったものに攻撃を加えた。

第 2 に、真実を知るが故に口封じのために中国に送られた一〇名の党员の不幸。私は一

定の条件のもとでの、組織防衛のための「中国おくり」を非難しているわけではない。条件が改まったときに、彼らの帰国について真摯な対応がなされたか、を問うのである。彼らの大部分が帰国できたのは、中日両共産党の不和、手切れという偶然からであった。

第3に、党への忠誠故に、おそらくは心ならずも偽りの生を演じ続けさせられ、英雄に祭り上げられそして捨てられ、最後は火中に自らの生を閉じることになった村上国治氏の不幸。自殺は組織に迷惑をかける。焼死は自殺か事故死かわからない唯一の死に方だった。私は村上氏の焼死を聞いたときに、岡林弁護士が違う文脈の中で語った「彼は生きてはいない」という言葉が、リフレインしたことを記憶する。

第4に、被告人のためではなく、組織のために弁護活動を続けた弁護士たちの不幸。赤ランプ事件においてS弁護士は辛昌錫氏の現場での不在を知りつつ彼を見殺しにしているが、それは党に対する忠誠ゆえだった。

弁護士が、党の側に身を置くか被告人の側に身を置くかというこの問題は、先述の松川事件における廣津和郎と岡林辰雄の対立、さらには岡林辰雄・大塚一男両主任弁護人の不仲に連なり、最近では石川元也弁護士の自由法曹団通信5月1日号の問題提起、「大塚さんとの〈約束〉をはたさねば」に連なる。

党への忠誠は弁護士倫理などよりはるかに優先順位の高いモラルであった。本当に村上国治氏の冤罪を信じていた弁護人も皆無ではないだろうが、多くの弁護人はそれほど愚かではない。彼らの偽りの弁論と、真実を語るものへの罵詈雑言は、雑言を浴びせた相手だけではなく、彼ら自身を傷つけた。

私の最も尊敬する弁護人の一人、再審決定において「白鳥原則」を導き出すについて大いに力のあったU先生の弁論は、沈着伶俐に訥々と事実を明らかにしていくところに特徴がある。そのU弁護士が敵性証人等に雑言を浴びせるなど、およそ似つかわしくない。U弁護士が晩年アルコールを手放せなくなられたのは、白鳥事件の後遺症だと思っている。

第5に、今日なお、黙して語らない関係者たちの不幸。彼らの愚直を思うとき、私は六〇年前に読んだ劉少奇の論文「共産党員の修養について論ず」を思い起こす。劉少奇は文化大革命の渦中で自分の書いた論文のままに、黙したまま、歴史の審判を信じて死んでいった。

現在のこの国において、私が批判めいたことを述べてきた組織には、もっと頑張ってもらわなければならないと思っている。今こそ必要とされているとも思っている。ヒューマニズムを標榜するこの組織が、白鳥事件がもたらした無数の不幸について黙したままで素通りすることは、許されるべきでない。組織は革命的熱狂の中ではなく、市民的な誠実さの中に生きていかなければならないのだから、賢明でもないと思っている。

とはいえできることは限られている。亡くなった方には花を供え、なおご健在の方には心からの謝罪にいたわりの言葉をそえる。人の世で、それ以上のことはできないと思っている。